

令和4年7月15日制定

東村山市立児童館第1・第2野火止分室指定管理者候補者選定委員会設置要領

(設置)

第1 東村山市立児童館条例(平成2年東村山市条例第18号)第17条第2項に基づき東村山市立児童館第1野火止分室及び第2野火止分室の指定管理者を指定するにあたり、指定管理者候補者の選定を行うため、東村山市立児童館第1・第2野火止分室指定管理者候補者選定委員会(以下「選定委員会」という。)を設置する。

(定義)

第2 この要領において「児童クラブ」とは、東村山市立児童館条例第3条第2項に基づき、児童館の育成室及び分室において行う放課後児童健全育成事業をいう。

(所掌事項)

第3 選定委員会の所掌事項については次のとおりとする。

- (1) 実施要領(案)をもとに実施要領を確定すること。
- (2) 提案事業者等の選定をすること。
- (3) 企画提案書等の審査をすること。
- (4) 指定管理者候補者を特定すること。
- (5) 前号に掲げるもののほか、指定管理者候補者の選定等に関し必要と認められる事項。

2 前項の審議は、指定管理者候補者選定における選定基準に基づいて行うものとする。

(組織)

第4 選定委員会は、委員長及び委員をもって組織し、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 委員長 松谷副市長
- (2) 副委員長 子ども家庭部部長
- (3) 委員 子ども家庭部次長、経営政策部次長、子ども家庭部児童課本町児童館長、児童館・児童クラブ事業に関する有識者1名、財務に関する有識者1名、東村山学童保育連絡協議会の推薦する者1名、野火止児童クラブ保護者2名

2 前項の規定に関わらず、審査対象団体等と利害関係その他特別な関係を有すると認める者については、選定委員会の委員となることはできない。

(委員長の職務及び代理)

第5 委員長は、選定委員会の会務を総理する。

2 委員長に事故等があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(会議)

第6 選定委員会の会議は、委員長が招集する。

- 2 選定委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 選定委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(書面又はオンライン会議システムによる審議)

第7 委員長は、災害の発生、感染症のまん延その他のやむを得ない事由により、対面による会議の開催が困難又は不適當であると認める場合において、委員の過半数の同意を得たときは、書面（電磁的記録を含む。次項において同じ。）又はオンライン会議システム（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることが可能な方法その他の方法をいう。以下同じ。）による審議を行うことができる。

- 2 前項に規定する書面による審議は、事案の概要を記載した書面を委員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問う方法によって行うものとする。
- 3 前項の規定により意見又は賛否を表明した委員については、会議に出席したものとみなすことができる。
- 4 オンライン会議システムによる映像及び音声（当該映像が正常に送受信されない場合にあっては、音声）の送受信により認識される委員については、会議に出席したものとみなすことができる。

(意見の聴取)

第8 選定委員会は、必要があると認めたときは、委員以外の者を選定委員会に出席させ、その意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(選定基準)

第9 指定管理者候補者選定における選定基準については、別に定めるものとする。

(委員の責務等)

- 第10 委員は、審議により知り得た秘密等を漏らしてはならない。また、任期を終了した後も同様とする。
- 2 委員は、選定の公平性・中立性を損なうことのないよう対象となる法人との関与につき、十分な配慮をしなければならない。

(任期)

第11 委員の任期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項による東村山市立児童館第1・第2野火止分室指定管理者の指定に係る東村山市議会の議決を受けるまでとする。

(報償)

第12 選定委員会に出席した委員及び第8の規定に基づき出席を求められた者に対して、報償を支払うことができる。ただし、東村山市職員であるものを除く。

(庶務)

第13 選定委員会の庶務は、子ども家庭部児童課において処理する。

(委任)

第14 この要領に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

(適用)

第15 この要領は、制定された日から適用し、地方自治法第244条の2第6項による東村山市立児童館第1・第2野火止分室指定管理者の指定に係る東村山市議会の議決を受けた日を以てその効力を失う。